

兵庫県公報

平成19年3月30日 金曜日 第1862号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則	ページ
○兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則の一部を改正する規則（障害者支援課）	3
○兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（科学振興課）	4
○工業技術支援センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）	4
○農林水産業災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則（農林水産部総務課）	5
○社団法人兵庫みどり公社事業資金貸付規則を廃止する規則（林務課）	7
告 示	
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（企画管理部総務課）	7
○平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（県民情報室）	8
○平成16年兵庫県告示第598号（児童福祉法に基づく保育士指定試験機関の指定）の一部改正（児童課）	8
○救急病院の認定（医務課）	8
○化製場等の区域の指定（生活衛生課）	8
○兵庫県伝統的工芸品の指定（工業振興課）	11
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	12
○土地改良区営土地改良事業の計画変更認可（同）	12
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	12
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	12
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	13
○家畜伝染病の発生（畜産課）	13
○保安林の指定の解除予定（森林保全室）	14
○昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（漁港課）	14
○海岸保全区域のうち漁港管理者が管理することと定めた区域（同）	15
○平成8年兵庫県告示第225号の4（兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続）の一部改正（契約・建設業室）	15
○平成8年兵庫県告示第225号の5（兵庫県入札監視・苦情処理委員会設置要綱）の一部改正（同）	15
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○同 上（同）	16
○同 上（同）	17
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	17
○同 上（同）	18
○神戸国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画の変更認可（街路課）	18
○神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	19
○同 上（同）	19
○同 上（同）	19
○同 上（同）	20
○同 上（同）	20
○同 上（同）	21
○同 上（同）	21
○同 上（同）	21

○同	上(同)	22
○同	上(同)	22
○同	上(同)	22
○同	上(同)	23
○同	上(同)	23
○同	上(同)	24
○中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可(同)		24
○同	上(同)	24
○同	上(同)	25
○阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路事業の事業計画の変更認可(同)		25
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)		26
○吉川都市計画下水道事業の認可(下水道課)		26
○阪神間都市計画下水道事業の事業計画の認可(同)		26
○神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可(同)		27
○阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)下水道事業の事業計画の変更認可(同)		27
○昭和54年兵庫県告示第702号東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(同)		28
○昭和54年兵庫県告示第2376号東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(同)		28
○昭和54年兵庫県告示第272号阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(同)		28
○平成8年兵庫県告示第814号春日都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(同)		29
○昭和54年兵庫県告示第2248号東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(同)		29
○昭和55年兵庫県告示第1935号東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(同)		30
○平成8年兵庫県告示第406号津名都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(同)		30
○景観形成重要建造物等の指定(景観形成室)		30
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可(市街地整備課)		31
○道路の位置指定(建築指導課)		31
公 告		
○私立幼稚園の廃止認可(教育課)		31
○平成19年度兵庫県献血等推進計画(薬務課)		32
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課)		38
○大規模小売店舗の変更に関する届出(同)		38
○落札者等の公示(中播磨県民局)		39
公安委員会規則		
○兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則		40
○警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		40
警察本部公告		
○入札公告		43
県議会告示		
○議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第6項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程		46
正 誤		
○平成16年3月31日付け兵庫県公報第6号外		46

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則の一部を改正する規則(規則第19号)
兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、分館体育室に係る規定を削除する等規定の整備を行うこととした。
- 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部を改正する規則(規則第20号)
機械器具の新規購入に伴い、附属設備の利用に係る料金について所要の整備を行うこととした。

●工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第21号）

- 1 機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 機械器具の廃止処分に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の規定を削除することとした。

●農林水産業災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第22号）

農林水産業災害復旧事業補助金を交付することができる林業用施設に林地荒廃防止施設を追加することとした。

●社団法人兵庫みどり公社事業資金貸付規則を廃止する規則（規則第23号）

社団法人兵庫みどり公社事業資金貸付規則に基づき県が社団法人兵庫みどり公社に貸し付けた事業資金の償還が平成18年度にすべて終了することに伴い、同規則を廃止することとした。

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）

第61回国民体育大会及び第6回全国障害者スポーツ大会に関する事務の終了に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

●警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正により、警察職員の特殊勤務手当の支給範囲及びその限度額が見直されること等に伴い、特殊勤務手当の支給を受ける警察職員及びその額について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第19号

兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則（平成18年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

利用する施設 の名称	本館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用	<input type="checkbox"/> 半面利用
	分館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用	<input type="checkbox"/> 半面利用

を

利用の方法	<input type="checkbox"/> 全面利用	<input type="checkbox"/> 半面利用
-------	-------------------------------	-------------------------------

に改め、様式第2号中

利用する施設 の名称	本館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用	本館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用
	分館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用	分館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用 <input type="checkbox"/> 半面利用

を

利用の方法	<input type="checkbox"/> 全面利用	<input type="checkbox"/> 全面利用
	<input type="checkbox"/> 半面利用	<input type="checkbox"/> 半面利用

に改め、様式第3号及び様式第4号中

利用する施設の名称	本館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用	<input type="checkbox"/> 半面利用
	分館体育室	<input type="checkbox"/> 全面利用	<input type="checkbox"/> 半面利用

を

利用の方法	<input type="checkbox"/> 全面利用	<input type="checkbox"/> 半面利用
-------	-------------------------------	-------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第20号

兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則（平成5年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。
別表3の部三次元CAEシステムの項中「1時間」を「1台当たり1時間」に改め、同部レーザー積層RP装置の項の次に次のように加える。

エアブラスト装置	1時間につき	1,100円
----------	--------	--------

別表3の部非接触三次元計測装置の項の次に次のように加える。

CNC三次元座標測定装置	1時間につき	2,500円
表面粗さ・輪郭形状測定機	1時間につき	650円

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第21号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3皮革機械の款ハイドリックプレスの項を削り、同款に次のように加える。

染色堅ろう度試験機	1時間につき	500円
-----------	--------	------

別表第3試験機械の款生体試料用走査型電子顕微鏡の項の次に次のように加える。

繊維用走査型電子顕微鏡	1時間につき	1,600円
-------------	--------	--------

別表第 3 試験機械の款顕微鏡画像解析システムの項中「7,800円」を「1,300円」に改め、同款金属顕微鏡の項の次に次のように加える。

微小硬さ試験機	1時間につき	700円
---------	--------	------

別表第 3 試験機械の款蛍光エックス線分析装置の項の次に次のように加える。

波長分散型蛍光エックス線分析装置	1時間につき	2,200円
------------------	--------	--------

別表第 3 試験機械の款中

引張試験機	1時間につき	600円
-------	--------	------

を

ゴム用引張試験機	1時間につき	600円
----------	--------	------

に、

引張試験機	1時間につき	1,250円
-------	--------	--------

を

引張試験機	1時間につき	1,250円
マイクロ製品強度評価装置	1時間につき	2,000円
極小径工具切削動力計	1時間につき	750円
極小径工具振れ検出装置	1時間につき	800円

に改め、同款磁気探傷機の項、方案設計データベースシステムの項、工業用エックス線装置の項及びアナライジングレコーダの項を削り、同款に次のように加える。

高速遠心機	1時間につき	550円
-------	--------	------

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

農林水産業災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 22 号

農林水産業災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則

農林水産業災害復旧事業補助金交付規則（昭和39年兵庫県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「利用上必要な林道」を「利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。以下同じ。）
 - (2) 林道
- 様式第 1 号中「殿」を「様」に、

注 設計図書を添付すること。
林道災害復旧事業の場合
に改める。

様式第11号中
「林業用施設災害復旧事業の場合
を

「林地荒廃防止施設災害復旧事業の場合
年度林地荒廃防止施設災害復旧事業成績書

工事施行箇所		事業 主体 名	事業費							事業費の負担区分別 内訳			工期	工事の 概要	
工事 番号	郡市町字		工事費					応急 工事 費	事務 雑費	合計	国庫 補助 金	県負 担金			事業 主体 負担金
			本工 事費	附帯 工事 費	測量 及び 試験費	工事 雑費	計								
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

注 設計図書を添付すること。
林道災害復旧事業の場合
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業災害復旧事業補助金交付規則の規定は、平成18年7月18日以後に発生した災害について適用する。

社団法人兵庫みどり公社事業資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第23号

社団法人兵庫みどり公社事業資金貸付規則を廃止する規則

社団法人兵庫みどり公社事業資金貸付規則（昭和37年兵庫県規則第49号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に新潟市、浜松市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

第3条第2号中「堺市」の次に、「新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県告示第 354 号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「保育士試験」の項を削る。

兵庫県告示第 355 号

平成16年兵庫県告示第598号（児童福祉法に基づく保育士指定試験機関の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日（3の改正規定については、平成19年3月30日）から施行する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2を次のように改める。

2 指定した業務の範囲

- (1) 試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等
- (2) 試験に対する受験者等からの問合せ対応等
- (3) 試験会場に関すること
- (4) 保育士試験の手引き作成、受付、送付等
- (5) 受験申請書の受付、審査、受験票の送付等
- (6) 試験問題の作成、保管及び管理
- (7) 答案の採点、保管及び管理
- (8) 合否の決定
- (9) 合否の通知
- (10) 受験の停止及び合格の無効の決定
- (11) その他試験実施に関する必要な事務

3中「東京都千代田区富士見1-2-32-203」を「東京都豊島区高田3-19-10明治安田生命高田馬場第二ビル」に、「清水 司」を「石井 哲夫」に改める。

兵庫県告示第 356 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 名 称 | 赤穂市民病院 |
| | 所 在 地 | 赤穂市中広1090番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年2月11日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年2月10日 |
| 2 | 名 称 | 西脇市立西脇病院 |
| | 所 在 地 | 西脇市下戸田652番地の1 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年3月14日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年3月13日 |
| 3 | 名 称 | 中町赤十字病院 |
| | 所 在 地 | 多可町中区岸上280番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年3月14日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年3月13日 |

兵庫県告示第 357 号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により、動物の飼養又は収容について

許可を受けなければならない区域を次のとおり指定し、平成19年4月1日から施行する。

なお、平成12年兵庫県告示第529号の3（化製場等の区域の指定）は廃止する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

明石市	明石市全域
洲本市	本町1丁目から8丁目まで 栄町1丁目から4丁目まで 山手1丁目から3丁目まで 海岸通1丁目及び2丁目 塩屋1丁目から3丁目まで 炬口1丁目及び2丁目 宇山1丁目から3丁目まで 物部1丁目から3丁目まで 上物部1丁目及び2丁目 下加茂1丁目及び2丁目 桑間1丁目 由良1丁目から4丁目まで
芦屋市	芦屋市全域
伊丹市	伊丹市全域
相生市	相生1丁目から6丁目まで 川原町 大谷町 旭1丁目から6丁目まで 陸本町 栄町 本郷町 大石町 垣内町 山手1丁目及び2丁目 菅原町 ひかりが丘、大島町 那波大浜町 那波本町 那波東本町 那波南本町 那波西本町 竜泉町 佐方1丁目から3丁目まで 千尋町 桜ヶ丘町 古池本町 古池1丁目及び2丁目 向陽台 池之内 双葉1丁目から3丁目まで 赤坂1丁目及び2丁目 那波野石角 那波野1丁目から3丁目まで 汐見台 青葉台 西谷町 山崎町 緑ヶ丘1丁目から4丁目まで 陸のうち、東汐見塚及び西汐見塚 若狭野町入野のうち、鶴亀
豊岡市	若松町 加広町 幸町 小田井町 元町 泉町 寿町 大手町 千代田町 中央町 立野町 京町 山王町 三坂町 桜町 城南町 大磯町 塩津町 弥栄町 昭和町 妙楽寺 九日市下町 九日市中町 九日市上町 正法寺 高屋 上陰 小島 瀬戸 津居山 城崎町湯島 城崎町桃島 城崎町今津 日高町江原 日高町青田 日高町岩中 日高町弥布 日高町久斗 日高町国分寺 日高町水上 日高町鶴岡 日高町日置 出石町谷山 出石町下谷 出石町材木 出石町魚屋 出石町東條 出石町寺町 出石町内町 出石町八木 出石町本町 出石町青田 出石町田結庄 出石町小人 出石町柳 出石町川原 出石町松枝 出石町弘原 出石町鍛冶屋 出石町福住のうち、松ノ内
加古川市	加古川市全域（八幡町、平荘町、上荘町、志方町、東神吉町、西神吉町、神野町神野、神野町西条、神野町石守、神野町西之山及び神野町福留を除く。）
たつの市	龍野町北龍野 龍野町門の外 龍野町柳原 龍野町上川原 龍野町旭町 龍野町水神町 龍野町下川原 龍野町大手 龍野町立町 龍野町福の神 龍野町本町 龍野町上霞城 龍野町中霞城 龍野町下霞城 龍野町日山 龍野町川原町 龍野町日飼 龍野町片山 龍野町堂本 龍野町富永 龍野町島田 龍野町末政 龍野町中村 龍野町宮脇 龍野町小宅北 龍野町四箇 龍野町大道 揖西町小神 揖西町中垣内字重蓮寺 揖西町中垣内字景雲寺 揖西町中垣内字谷 菅田町菅 神岡町東菊崎 神岡町大住寺字田河原 神岡町大住寺字西大源寺
赤穂市	加里屋 大町 加里屋中州 加里屋南 寿町 宮前町 元町 山手町 上仮屋 上仮屋南 上仮屋北 城西町 惣門町 長池町 農神町 三樋町 六百目町 若草町 中廣 細野町 塩屋 黒崎町 古浜町 平成町 磯浜町 板屋町 片浜町 新田 鷗和 尾崎 大橋町 松原町 中浜町 さつき町 南宮町 海浜町 清水町 東浜町 御崎 朝日町 元塩町 本水尾町 正保橋町 元禄橋町 元沖町 坂越 北野中 南野中 濱市 砂子 東有年のうち、上菅生及び下菅生 有年原 有年横尾 有年牟礼

西脇市	西脇 下戸田（八日山を除く。） 上野（八日山を除く。） 野村町（奥野及び愛宕山を除く。） 和布町（愛宕山を除く。） 谷町（矢筈山を除く。） 和田町（矢筈山を除く。） 高田井町（矢 筈山を除く。） 小坂町（矢筈山を除く。） 郷瀬町（寺山を除く。）
宝塚市	宝塚市全域
三木市	君が峰町 大塚1丁目及び2丁目 芝町 府内町 上の丸町 本町1丁目から3丁目まで 福井1 丁目から3丁目まで 末広1丁目から3丁目まで 自由が丘本町1丁目から3丁目まで 志染町西 自由が丘1丁目及び2丁目 志染町中自由が丘1丁目から3丁目まで 志染町東自由が丘1丁目か ら3丁目まで 志染町青山1丁目から6丁目まで さつき台1丁目及び2丁目 緑が丘町本町1丁 目及び2丁目 緑が丘町東1丁目から4丁目まで 緑が丘町中1丁目から3丁目まで 緑が丘町西 1丁目から4丁目まで 加佐（湯の元、丈けい端、西加佐、西山田、東山田、五反畑、山ノ口、跡 部ノ前、門田及び宮ノ北を除く。） 平田（東山畑を除く。） 大村（大門ノ一及び知恩寺を除 く。） 宿原のうち、西山、新田山及び開キ谷 別所町高木 別所町朝日ヶ丘 別所町東道田のう ち、フトノ及び前山 別所町西道田のうち、奥山、尺谷及び口山 別所町花尻のうち、谷口山、坂 ノ上、宮ノ谷、石塚、高岡、新山、道附野、上野、大道上及び宮谷、別所町石野のうち、四良ヶ谷、 奥山、西奥、北奥、向山、谷池、谷ノ向、南谷東、東中岡、谷末、東山向、坂ノ上、五郎谷、東山、 行者谷、中岡、南谷、中山、下石野谷及び西山向、別所町下石野のうち、西山、相野中、相野北及 び相野辰 別所町小林のうち、釜ヶ谷 志染町吉田のうち、観音堂、大蔵前及び一本松谷 志染町 高男寺のうち、甚兵衛ヶ谷、イカ谷、湯屋ヶ谷、寺ヶ谷、大亀谷、滝ヶ谷、南ヶ市及び大年元、志 染町四合谷のうち、深イ谷、堂ノ尾、ヨチヨガチ、長尾、藪ノ下及び寺尾 志染町細目のうち、堀 切及び寺谷 志染町広野のうち、長尾谷、常尾谷及び狐尾谷 志染町窟屋のうち、ヤケ尾 細川町 脇川のうち、新田、細川町高畑、平山、東山、西の谷、西山、地藏谷 ベラ及び西岡 細川町西の うち、東山、地藏谷及び西原谷 細川町高篠のうち、高無所及び梨之木 吉川町みなぎ台1丁目及 び2丁目
高砂市	高砂市全域（高砂町向島町、荒井町蓮池3丁目、荒井町新浜1丁目及び2丁目、伊保東2丁目、伊 保4丁目、伊保町梅井、梅井1丁目から6丁目まで、高須、竜山2丁目、伊保町中筋、中筋1丁目 から5丁目まで、松陽1丁目から4丁目まで、曾根町、米田町米田、米田町米田新、阿弥陀町阿弥 陀、阿弥陀町北池、阿弥陀町南池、阿弥陀町生石、阿弥陀町魚橋、阿弥陀町北山、阿弥陀町長尾、 阿弥陀町地徳、北浜町西浜、北浜町北脇並びに北浜町牛谷を除く。）
川西市	川西市全域
小野市	上本町 本町 本町1丁目 西本町 東本町 垂井町 中町 黒川町 葉多町 片山町 王子町
三田市	三田町 屋敷町 天神1丁目から3丁目まで 西山1丁目及び2丁目 南が丘1丁目及び2丁目 横山町 相生町 対中町 八景町 寺村町 下深田（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条 第1項の規定による市街化調整区域（以下、「市街化調整区域」とする。）を除く。） さくら坂 三輪 三輪1丁目から4丁目まで 高次1丁目及び2丁目 駅前町 中町 中央町 川除 大原 友が丘1丁目から3丁目まで 下田中 桑原 高次 福島 加茂 宮脇（市街化調整区域を除 く。） 下井沢 上井沢 広野 広沢 下相野 つつじが丘南1丁目から4丁目まで つつじが丘 北1丁目から4丁目まで 武庫が丘1丁目から8丁目まで 狭間が丘1丁目から5丁目まで 弥生 が丘1丁目から6丁目まで 富士が丘1丁目から6丁目まで けやき台1丁目から6丁目まで す ずかけ台1丁目から4丁目まで あかしあ台1丁目から5丁目まで ゆりのき台1丁目から6丁目 まで 学園1丁目から8丁目まで

加西市	北条町北条 北条町栗田 北条町横尾 北条町古坂 北条町東高室 北条町西高室 北条町東南 北条町古坂1丁目から3丁目まで
養父市	八鹿町八鹿 八鹿町下網場 八鹿町九鹿のうち、越東、寺坂及び沖田、八鹿町目畑のうち、水原及び大崎
朝来市	生野町口銀谷 生野町新町 生野町奥銀谷 生野町小野 生野町猪野々 生野町円山のうち、北真弓及び南真弓 生野町竹原野のうち、万日谷下モ、西林寺山及び道ノ下タ 和田山町寺谷のうち、和田山下、藤原、古川及び加古島 和田山町東谷のうち、カケト、藤原、山ノ下、アシカ田、細田、岡ノ段、登り立、矢名瀬、宮ノ下、野田、カンラン田及び申子田 和田山町平野のうち、川原、市場上、大土田、土井ノ内、尾野、ハサコ、城ノ下、妙見、池田、竹ノ下、森ノ元及び中市場 和田山町土田 和田山町和田山 和田山町枚田岡 和田山町立ノ原 和田山町玉置 和田山町柳原 和田山町竹田 和田山町栄町 和田山町安井のうち、松ノ下、下畑ケ、東う、坂口、城坂、前田、松本及びツシマ 和田山町加都 和田山町久世田のうち、川原、谷川尻、土江ノ内、日向尾、下山、大谷、滝谷、新納所、高坪、後ケ谷、相ノ谷、漆ケ谷及び上山
宍粟市	山崎町西町 山崎町本町 山崎町山田町 山崎町福原町 山崎町北魚町 山崎町寺町 山崎町紺屋町 山崎町伊沢町 山崎町出水町 山崎町富士ノ町 山崎町鴻ノ町 山崎町旭町 山崎町大才町 山崎町元山崎 山崎町上寺 山崎町庄能 山崎町今宿 山崎町中広瀬 山崎町山田 山崎町東鹿沢 山崎町中鹿沢 山崎町本鹿沢 山崎町西鹿沢 山崎町門前 山崎町加生
加東市	社 山国 家原 上中 梶原 喜田 木梨 上滝野 下滝野 新町 北野
川辺郡猪名川町	差組のうち、ヤセン谷、猪名川台1丁目及び2丁目 上野のうち、池尻、町廻り及び北畑、柏梨田のうち、前ケ谷、ハザマ、小堂ノ上、百町、イハノ谷、渡り瀬、城見、塩井、仕坊、下女田、イクン及び下ノ子、松尾台2丁目から4丁目まで 伏見台1丁目から5丁目まで つつじが丘1丁目及び2丁目 白金1丁目から3丁目まで 若葉1丁目及び2丁目 旭ヶ丘1丁目
神崎郡神河町	中村 粟賀町 寺前
神崎郡市川町	西川辺 甘地 鶴居
神崎郡福崎町	西田原 福崎新 馬田 福田 田口
赤穂郡上郡町	上郡 山野里 竹万 大持 井上
美方郡香美町	香住区境 香住区一日市 香住区若松 香住区香住 香住区七日市 香住区森 香住区間室のうち、家の脇及び岡山 香住区油良のうち、中河原及びクリの前 香住区矢田 香住区下浜 香住区浦上 香住区上計 香住区沖浦
美方郡新温泉町	湯 細田

兵庫県告示第358号

兵庫県伝統的工芸品指定要綱（平成4年兵庫県告示第1233号）第4条第1項の規定により、兵庫県伝統的工

芸品として次のとおり指定する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

申出者	工芸品の名称	製造に係る技術又は技法	主な原材料	製造される地域
赤穂緞通を伝承する会 赤穂緞通生産者の会	赤穂緞通	筋摘み、地摘み、仕上げ 摘み	綿糸	赤穂市
赤井 君江	稲畑人形	型成型、彩色、目描き	土粘土	丹波市

兵庫県告示第 359 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

たちばな土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	森 谷 満 夫	豊岡市森尾688番地

兵庫県告示第 360 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認 可 年 月 日
下内膳土地改良区	基盤整備促進事業（一般型）	下内膳地区	平成19年3月14日

兵庫県告示第 361 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次の土地改良区から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	地 区 名
大野下土地改良区	大野下地区

兵庫県告示第 362 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

市谷土地改良区

氏名	住所
今井 富美雄	豊岡市中郷469番地
上坂 滋	同 市中郷81番地
西井 毅	同 市中郷155番地
今井 幹夫	同 市中郷715番地の1
今井 義人	同 市中郷505番地
河本 正彦	同 市中郷58番地
河本 勝	同 市中郷7番地の1
上坂 稔	同 市中郷713番地の7
寺島 美好	同 市中郷708番地の1
磯崎 昭志	同 市中郷810番地の2

兵庫県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年3月16日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	海草大池地区	平成19年3月30日から 同年4月19日まで	加西市役所

兵庫県告示第364号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	多可郡多可町
5 発生年月日	平成19年3月14日

6 その他参考となるべき事項	北海道導入牛
----------------	--------

兵庫県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市須磨区多井畑字黒ヶ谷15の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

兵庫県告示第366号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

淡路島沿岸の部中「~~富島漁港~~」を「富島漁港（淡路市）」に改め、富島漁港の款中富島東の項の次に次のように加える。

富島中		基点 北緯34度32分51秒6753、東経134度55分55秒8531 イ 基点から164度5分53秒5.5メートルの点 ロ イから228度41分9秒119メートルの点 ハ ロから256度35分35秒58メートルの点 ニ ハから176度7分55秒49.2メートルの点 ホ ニから276度4分34秒88.4メートルの点 ヘ ホから1度4分42秒70.4メートルの点 ト ヘから290度53分49秒100.2メートルの点 チ トから285度1分39秒47.1メートルの点 リ チから16度59分59秒42.2メートルの点 ヌ リから104度41分58秒192.3メートルの点 ル ヌから53度53分20秒142.2メートルの点 ヲ ルから349度53分3秒44メートルの点 ワ ヲから59度45分5秒96.5メートルの点 カ ワから73度33分17秒85メートルの点 コ カから142度20分19秒74メートルの点 タ コから216度30分57秒67.6メートルの点 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、コ、 タ及びイの各点を順次結んだ線により囲まれた区域
-----	--	--

兵庫県告示第367号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港

管理者の長である兵庫県知事が管理することが適当であると認め、兵庫県知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

沿岸の名称				指定区域
沿岸名	漁港名	地区 海岸名	地先 海岸名	
淡路島 沿岸	富島漁 港	富島中		平成19年兵庫県告示第366号をもって海岸保全区域として指定した淡路市富島中地区の淡路島沿岸海岸保全区域のうち、富島漁港区域に接する区域

兵庫県告示第368号

平成8年兵庫県告示第225号の4（兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1中「兵庫県入札監視・苦情処理委員会」を「兵庫県入札監視委員会」に改め、11中「兵庫県入札監視・苦情処理委員会」を「兵庫県入札監視委員会」に、「県土整備部企画調整局契約・建設業室」を「県土整備部県土企画局契約管理課」に、「(078) 362-4433」を「(078) 362-3333」に改める。

兵庫県告示第369号

平成8年兵庫県告示第225号の5（兵庫県入札監視・苦情処理委員会設置要綱）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

題名を次のように改める。

兵庫県入札監視委員会設置要綱

第1条中「兵庫県入札監視・苦情処理委員会」を「兵庫県入札監視委員会」に改める。

第2条(2)イ中「一般競争入札及び公募型指名競争入札」を「一般競争入札、公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札」に、「指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。エにおいて同じ。）」を「指名競争入札」に改め、同号ウ中「認めたときに」を「認めたときは」に改め、同号エ中「指名競争入札及び随意契約」を「公募型一般競争入札、制限付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約」に改める。

第2条中(3)を(5)とし、(2)の次に次の2号を加える。

(3) 予定価格の95%以上の高落札率案件の審査に関する次の事務

ア 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、経緯等を審査すること。

イ アの事務に関し、報告の内容及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、知事に対して意見の具申又は勧告を行うこと。

(4) 談合情報があったすべての案件の審査に関する次の事務

ア 当該案件の入札及び契約手続の運用状況等及び談合情報に伴う入札参加者の事情聴取の状況についての報告を受け、経緯等を審査すること。

イ アの事務に関し、報告の内容及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、知事に対して意見の具申又は勧告を行うこと。

第3条第3項中「同条第2号のウ」を「同条第2号のエ」に改める。

第8条中「契約・建設業室」を「契約管理課」に改める。

兵庫県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月30日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木環状線	三木市自由が丘本町1丁目43番から 同市自由が丘本町1丁目40番まで	旧	7.0から 10.0まで	119.0	
		新	10.0から 17.0まで	119.0	
同上	三木市宿原字三味ノ下155番1から 同市自由が丘本町1丁目5番15まで	旧	6.0から 12.0まで	304.0	
		新	9.0から 42.0まで	304.0	
県道 西脇三田線	三木市吉川町吉安28番1から 同市吉川町吉安34番3まで	旧	6.0から 15.0まで	130.0	
		新	14.0から 17.0まで	130.0	
県道 加古川三田線	三木市久留美字辻ヶ内1624番から 同市久留美字宮ノ西1839番まで	旧	6.0から 7.0まで	155.0	
		新	13.0から 14.0まで	155.0	
県道 新田大沢線	三木市吉川町稲田1番5から 同市吉川町吉安220番2まで	旧	6.0から 18.0まで	425.0	
		新	11.0から 36.0まで	425.0	
県道 広野永福線	三木市吉川町畑枝435番から 同市吉川町畑枝426番まで	旧	5.0から 15.0まで	272.0	
		新	10.0から 17.0まで	272.0	

兵庫県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月30日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 長谷市川線	神崎郡神河町寺前字大田256番1から 同郡同町鍛冶字八重向ヒ142番62まで	旧	5.0から 10.0まで	282.0	
		新	6.0から 22.0まで	275.0	

兵庫県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月30日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 市八木線	南あわじ市榎列小榎列字同道38番1から 同市榎列小榎列字嘉知26番2まで	旧	9.0から 13.0まで	101.0	
		新	9.0から 13.0まで	101.0	

兵庫県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月30日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	三木市岩宮字広瀬50番1から	旧	8.0から 14.0まで	231.0	

加古川三田線	同 市久留美字下河原1115番1まで	新	11.0から 20.0まで	231.0	
--------	--------------------	---	------------------	-------	--

~~~~~

兵庫県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月30日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名  | 道 路 の 区 域                                              |    |                  |               |    |
|---------------|--------------------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|               | 区 間                                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>4 8 2 号 | 美方郡香美町村岡区長板字丹土1110番1から<br>同 郡同 町村岡区長板字渡り上り1004番<br>5まで | 旧  | 6.0から<br>36.0まで  | 790.0         |    |
|               | 美方郡香美町村岡区長板字丹土1110番1から<br>同 郡同 町村岡区長板字渡り上り1004番<br>5まで | 新  | 11.0から<br>43.0まで | 922.0         |    |
|               | 美方郡香美町村岡区長板字倉持1033番2から<br>同 郡同 町村岡区長板字渡り上り1004番<br>5まで |    | 6.0から<br>9.0まで   | 247.0         |    |

~~~~~

兵庫県告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設都市高速鉄道事業
都市高速鉄道第7号線 東部浜手線
- 3 事業施行期間
変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで
変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.20号 御影山手線
- 3 事業施行期間
変更前 平成元年9月16日から平成19年3月31日まで
変更後 平成元年9月16日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.15号 青木幹線
- 3 事業施行期間
変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで
変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業

3.3.24号 商船学校線

3 事業施行期間

変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで

変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.28号 魚崎幹線

3 事業施行期間

変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで

変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.6.26号 本庄本山線

3 事業施行期間

変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで

変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.19号 深江幹線
- 3 事業施行期間
変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで
変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.6.6号 魚崎甲南線
- 3 事業施行期間
変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで
変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第383号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
7.6.13号 阪神沿北側線
- 3 事業施行期間

変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで

変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

7.7.4号 青木駅南線

3 事業施行期間

変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで

変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

7.7.5号 魚崎駅南線

3 事業施行期間

変更前 平成4年3月3日から平成19年3月31日まで

変更後 平成4年3月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のと